

6 第 68 条の 2 の 2 《認定株式分配に係る課税の特例》関係

【制度の概要】

令和 5 年度の税制改正において、産業競争力強化法の事業再編計画の認定を令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた法人が行う現物分配が認定株式分配に該当する場合には、その認定株式分配は株式分配に該当することとし、その認定株式分配でその認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数のその完全子法人の発行済株式の総数のうちに占める割合が 20%未満となること等の一定の要件に該当するものは適格株式分配とみなす制度が創設された（措法 68 の 2 の 2 ①）。